

高圧電気設備に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

高圧電気設備に関する事項

改正理由

鋼船規則 H 編 2 章 2.17 に規定する高圧電気設備の要件は、必要に応じて関連する IEC 規格及び IACS 統一規則 E11 等に従って改正を行ってきたが、1977 年の制定当初からの要件も現存しており、抜本的な見直しは行われていなかった。

このため、鋼船規則等の総合的な見直しの一環として、高圧電気設備について、これまでに得られた実績、最新技術及び知見を考慮し要件を見直すとともに、IACS 統一規則 E11 との対応が明確となるよう関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 高圧電気設備の空間距離、ケーブル、試験等の要件について、IACS 統一規則 E11 と表現及び構成が整合するよう改めた。
- (2) 最新技術に対応した要件となるよう改めた。

改正条項

鋼船規則 H 編 2.17

鋼船規則検査要領 H 編 H2.17